

船舶事故等調査報告書

平成26年10月23日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2014門第58号
事故等種類	衝突
発生日時	平成26年4月26日 00時40分ごろ
発生場所	福岡県宗像市 ^{こうのみなと} 神湊漁港 宗像市所在の神湊港北防波堤灯台から真方位259°80m付近 (概位 北緯33°51.3′ 東経130°29.0′)
事故等調査の経過	平成26年5月19日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 小型兼用船 ^{ゆうほう} 祐宝丸、15トン FO2-5986（漁船登録番号）、個人所有 第290-56964号（船舶検査済票の番号） B 漁船 ^{みやよし} 宮吉丸、4.4トン FO3-30790（漁船登録番号）、個人所有 第290-47106号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 B 船長B、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	A 右舷船首外板（上甲板上）に小破口及び擦過傷 B 右舷船首防舷材が破損、船首かんぬき及びアンカー一台が折損
事故等の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、釣り客3人を乗せ、漁業協同組合の漁獲物を積み、宗像市大島漁港を出港し、神湊漁港の荷揚げ岸壁に向かった。 船長Aは、神湊港北防波堤灯台付近において、神湊漁港の荷揚げ岸壁を離れた直後のB船の左舷灯及びマスト灯が見えたので、港内ですれ違うことになると思い、港内を右側通航するため、右舷側の防波堤の近くに寄り、対地速力約4ノットで前進した。 船長Aは、B船が前方を横切ってA船の左舷側を通航するだろうと想定してB船の動向を見ていたが、B船の航海灯 ^{あか} の灯りを見失ってしまったので、B船は港の奥に行ったのだろうと考え、直進したところ、平成26年4月26日00時40分ごろA船の右舷船首とB船の右舷船首とが衝突した。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、26日00時35分ごろ、神湊漁港の荷揚げ岸壁で漁獲物の荷揚げを終え、離岸した。 船長Bは、操舵室内の台上に立って操舵室の天井から頭を出してリモコン操作で操船していたところ、離岸してすぐにA船が入港して来

	<p>ることに気付き、B船より大きなA船が通航しやすくなるよう、防波堤に寄せて停船し、先にA船を通過させようと考えた。</p> <p>船長Bは、A船の正面付近から左舵を取り、防波堤の近くで停船したところ、B船の右舷船首とA船の右舷船首とが衝突した。</p> <p>船長Bは、衝突直後に後進してA船から離れ、船長Aと翌日会うことにし、宗像市宗像大島に帰り、船長Aは荷揚げ岸壁に着岸した。</p>
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 東南東、風力 2、視界 良好</p> <p>海象：潮汐 下げ潮の末期</p>
その他の事項	<p>A船は、操舵室から船首方の左右約5°の範囲において、約20m以内の海面が死角（視界が制限される状態）となっていた。</p> <p>A船及びB船は航海灯を表示していたが、汽笛は両船共に鳴らさなかった。</p> <p>船長A及び船長Bは、救命胴衣は着用していなかった。</p>
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>A あり、B あり</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A船は、神湊漁港を右側通航しようとして防波堤の近くを航行中、船長Aが、前方を横切るB船を途中で見失ったものの、B船が港奥に行ったものと思い、直進を続けたことから、B船に気付かず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、神湊漁港を出港しようとして航行中、船長Bが、先にA船を入港させようとし、防波堤に寄ってB船を停船させたことから、A船の進路に接近することとなり、A船と衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、神湊漁港において、A船が右側通航しようとして防波堤の近くを航行中、B船が出港しようとして航行中、船長Aが、前方を横切るB船を途中で見失ったものの、直進を続け、また、船長Bが、先にA船を入港させようとし、防波堤に寄ってB船を停船させたため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・港内及び航路を通航する場合は、右側通航すること。 ・接近する他船を見失った場合、停船して安全を確認すること。